

第2期 鳥取県地域未来投資促進計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、令和5年1月1日現在における次の4市14町1村の行政区域とする。概ねの面積は、35万ha程度（鳥取県総面積）である。

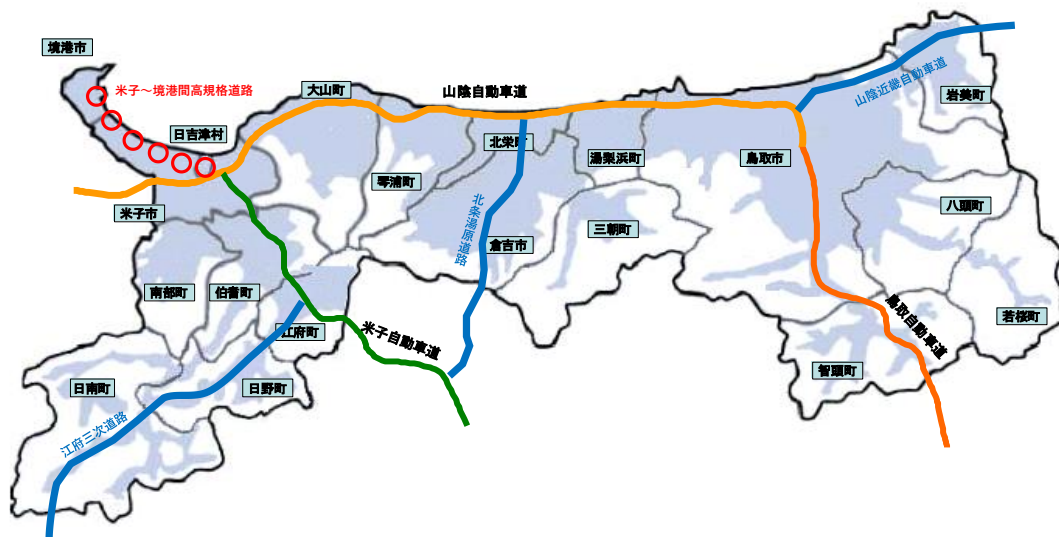
鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町及び江府町

本促進区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に規定する鳥獣保護区、自然公園法（昭和32年法律第161号）に規定する国立・国定公園区域、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、自然公園法に規定する都道府県立自然公園、その他の環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は本促進区域に存在しない。

なお、促進区域については、本県における都市計画、道路整備計画、港湾計画等との整合を図った上で設定するものである。

図1 促進区域概略図



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

設定する区域となる鳥取県は、中国地方の北東部に位置しており、県面積は3,507km²、東西約120km、南北約20～50kmの東西にやや細長い形状を持つが、コンパクトにまとまっている。また、日本海に面するその立地特性から、中国、韓国といった対岸諸国（地域）との経済交流のための国際的なゲートウェイとしてのポテンシャルを有している。

地形的には、中国地方の最高峰・大山をはじめ、中国山地の山々が本県南部を横走。河川はいずれもその中国山地から日本海に注いでおり、県内3大河川である東部の千代川、中部の天神川、西部の日野川は、それぞれ良質な沖積平野を形成している。気候は、比較的温暖かつ適度な降雨量に恵まれており、豊富な水資源等を地域にもたらしている。

(インフラ整備状況)

【道路】

県西部に位置する米子市と岡山県の北部を貫く中国縦貫自動車道を結ぶ米子自動車道（中国横断自動車道岡山米子線）が整備され、平成24年度には、県東部に位置する鳥取市と姫路市を結ぶ中国横断自動車道姫路鳥取線のうち鳥取自動車道、令和3年度には、中国縦貫自動車道を經由して姫路市に繋がる播磨自動車道が開通し、姫路鳥取線が全線開通している。

また、令和4年度には、鳥取市と兵庫県豊岡市、京都府宮津市を結ぶ山陰近畿自動車道のうち岩美道路が全線開通した。「鳥取～米子1時間構想」の実現を目標とした山陰道の整備も進みつつあり、現在、鳥取西IC～はわいIC間、大栄東伯IC～米子西間ICが供用済みである。令和8年度には、北条道路（はわいIC～大栄東伯IC）の開通が予定され、山陰道は県内区間全線が開通することとなる。これにより、県東部・中部・西部地域間の移動時間が短縮し、安全性や定時性が向上するとともに、県外からのアクセス性や利便性が向上し、産業における連携及び一体感がさらに高まるものと期待されている。

【港湾】

県西部地域に境港、県東部地域に鳥取港がある。境港は、北方を島根半島で遮蔽された天然の良港で、古くから大陸貿易の拠点港（開港場）として重要な位置を占めてきた。地理的にも敦賀港、舞鶴港、下関港のほぼ中央に位置し、阪神、山陽、九州の各経済圏とも密接な関係を有する港である。

平成28年には、リサイクル・原木等の需要増加や船舶の大型化に対応した取扱能力の向上等を図るため、中野地区国際物流ターミナルが供用を開始した。

また、令和2年には、国内物流の海上輸送へのモーダルシフト促進と、大型クルーズ客船に対応するため、竹内南地区における新貨客船ターミナルが供用を開始した。現在、境港に寄港する国際定期コンテナ船は、中国・韓国・日本航路が週2便、韓国・日本航路が週3便あるほか、日本海側主要港と神戸港を結ぶ国際フィーダー航路が週1便運航されている。

鳥取港は、河口港として発展してきたが、河口と港湾の分離工事を実施し、平成2年に1万トン岸壁（－10m）1バース、昭和61年及び平成2年に5千トン岸壁（－7.5m）3バース等が整備された。平成19年には、耐震岸壁が整備され、大規模地震災害時における緊急避難及び緊急物資輸送等を効率的に行うことが可能となった。同港は、兵庫県北部や岡山県北部圏域を背後圏とした山陰地方東部経済圏の物流拠点として発展が期待されている。

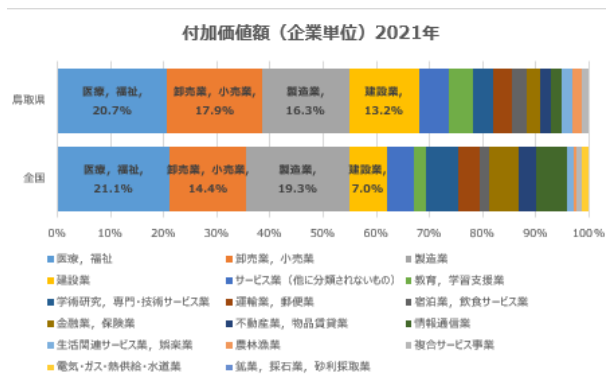
【空港】

県東部地域には、2,000mの滑走路を持つ鳥取空港（鳥取砂丘コナン空港）があり、東京へ1日5便就航し、約1時間で首都圏と直結している。また、県西部には、防衛省所管の共用飛行場である2,500mの滑走路を持つ美保飛行場（米子鬼太郎空港）があり、東京へ1日6便就航している。国際線では、新型コロナウイルスの影響により休止されていた米子－ソウル便が週3便で再開することとなったほか、平成28年9月に就航した香港便、令和2年1月に就航した上海便も定期便の再開に向けた動きが進んでいる。

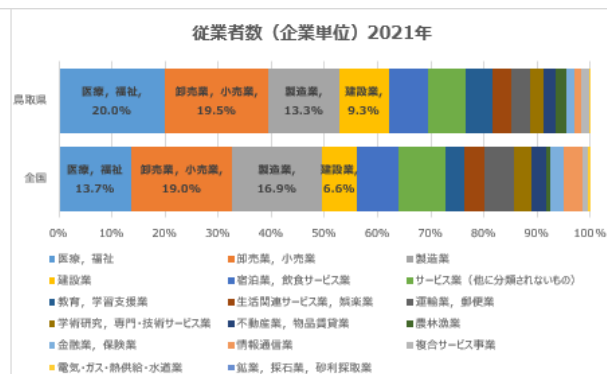
(産業の状況)

本県では、上位4業種で付加価値額にして、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業、建設業の順に高く、全体の約68%を占めている。また、従業者数についても同様に、医療・福祉、卸売業・小売業、製造業、建設業の順に高く、全体の約62%を占めており、卸売業・小売業、製造業、建設業が主要産業となっている。

図表2 鳥取県の産業（付加価値額）



図表3 鳥取県の産業（従業者数）



出典：経済産業省 令和3年経済センサス（活動調査）

このうち、付加価値額について本県産業の2割弱を占め、長らく本県産業を牽引してきた製造業は、たたら製鉄の流れを汲む鉄鋼業、製糸業からなる繊維関連産業、豊かな農林水産物等からなる食品関連産業や木製品製造業等を中心に発展。1950年代は豊富な森林資源を背景とした日本パルプ工業（現王子製紙株式会社米子工場）の進出、1960年代以降は国内家電等の需要増に伴う電気機械メーカーの相次ぐ進出等により、電気機械関連産業等を中心に発展を遂げてきた。2010年代には、大手電気機械メーカー等の統廃合による事業所閉鎖や製造拠点の海外移転などにより、製造品出荷額等が大きく減少した。

その後、自動車、航空機、医療機器、医薬品をはじめとする成長分野の企業立地が県内においても進み回復基調となっている。新型コロナウイルスの影響により一時、大きく落ち込んだものの、令和3年の製造品出荷額は、8,441億円となり、平成22年以来11年ぶりに8,400億円台に回復するなど、明るい兆しも見られている。製品出荷額に占める産業の割合としては、素形材関連産業（金属製品製造業、生産用機械器具製造業（金属製造等）等）、電子・電気機械等の関連産業（電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業）が依然として高い割合を占めている。

本県は海・山・里の豊かな自然環境に恵まれており、二十世紀梨、松葉がにのほか、和牛、すいか、らっきょう、クロマグロなど「食パラダイス鳥取県」として数多くの食材や加工食品が生み出されているとともに、杉などの豊富な森林資源を有しており、農業、漁業、林業がそれぞれ盛んに行われている。

また、近年は、農業分野では、果樹新品種の開発、白ねぎやブロッコリー等の園芸品目の作付拡大、和牛等のブランド化等農業の活力増進に向けた取組、林業分野では、国内随一のきのこに関する試験研究機関である一般財団法人日本きのこセンター菌茸研究所を中心に生薬きのこの生産実用化等に向けた研究、環境及び生態系に配慮しつつ、持続的な経営が行われる森林を証明するFSC、SGECなどの森林認証の取得やCLT※（直交集成板）など市場における競争力の高い製品の開発・利用、ICTを活用したサプライチェーンの構築による木材の安定供給等の取組、漁業分野では、マサバの陸上養殖等の取組等が進められている。

※ Cross Laminated Timber の略。直交集成板。ひき板を繊維方向が直交するように積層密着した木材製品。

観光関連産業（宿泊業・飲食サービス業等）では、鳥取県を代表する観光地である「鳥取砂丘」や、中国地方の最高峰であり平成30年に開山1300年を迎えた「大山」、世界に認められた「山陰海岸ジオパーク」、日本遺産の認定を受けた「三徳山・三朝温泉」等鳥取県には、豊かな自然を素材とする観光資源が数多く存在。大自然の中で楽しむレジャーが充実しており、国のナショナルサイクルルート指定を目指して環境整備を進めている「鳥取うみなみロード」を核としたサイクリングのほか、登山、ウォーキング、シーカヤックなどのマリンスポーツからスキー等のウィンタースポーツまで1年を通して幅広く楽しめる環境が整っており、多くの観光客が本県に訪れている。

また、境港市にある「水木しげるロード」や「水木しげる記念館」、北栄町にある「青山剛昌ふるさと館」や「コナンの家 米花商店街」をはじめとする「まんが・コンテンツ」、松葉がに

や二十世紀梨に代表される「食」、県内にある大手企業の工場や酒蔵をはじめとする「見学型工場」、日本一美しく、手に取れそうなほど星空が近い「星取県」、アウトドアの人气が高まる中で本県の豊かな自然を活かしたサウナやキャンプ等新たな観光素材を活かした取組も進んでいる。

特産品についても、二十世紀梨、松葉がにの他、すいか、らっきょう、クロマグロ、地酒等の「食」や因州和紙、弓浜緋・倉吉緋、陶磁器等の民芸が代表的であるが、これらに加え、梨「新甘泉」、柿「輝太郎」、ながいも「ねばりっこ」、和牛「鳥取和牛オレイン55」、養豚「大山ルビー」、養鶏「鳥取地どりピヨ」、シイタケ「鳥取茸王」、養殖魚種「境港サーモン」、「とっとり琴浦グランサーモン」や「お嬢サバ」、ご当地ラーメンである「牛骨ラーメン」等地域の特色を活かした特産物育成も進んでいる。

さらに、廃棄されるカニ殻から幅広い分野に活用できる新素材「キチンナノファイバー」を開発する等、鳥取県ならではの豊富な資源を活用した様々な取組も行われている。

また、昨今のデジタル化社会への変革に伴い、鳥取県においても、各産業分野においてサービスの開発や、DX推進の取組が積極的に行われている。併せて、リスクリリング施策を活用したデジタル人材の育成等、地域の未来を担う人材の育成等も進められている。

(人口分布状況)

鳥取県の人口は1988年（昭和63年）をピークに人口減少傾向が続いており、高齢化も進み生産年齢人口も減少するなど、2007年（平成19年）には総人口が60万人を下回り、現在も減少傾向（令和5年6月1日現在約53万8千人）にあるものの、これまで人口の最も少ない県として機動性を発揮し、全国に先駆けた子育て支援の充実や移住定住施策に取り組んできた結果、近年は合計特殊出生率の上昇や移住者の増加など変化の兆しも現れている。

県内における人口分布状況を見ると、鳥取市を中心とした東部地域に約22万人、倉吉市を中心とした中部地域に約10万人、米子市を中心に西部地域に約22万人の圏域を形成している。いずれの圏域も人口が適正に密集し、海、山の自然環境が良好に保存された居住環境を有しており、通勤困難も少なく豊かな生活基盤を提供している。また、これらの都市は県の北側に位置し、概ね平野部に結ばれているため、圏域間の移動が容易である。そのため、人的及び経済的な交流・連携が盛んで、それぞれの圏域において独自性を発揮しつつも、県全体で自然的経済的社会的にゆるやかな一体感を醸成している。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

○ 本県では、平成22年4月に人口減少下においても持続性のある安定した経済成長を目指すため、環境・エネルギー、次世代デバイス、バイオ・食品、健康・福祉サービス関連産業、観光ビジネス、農林水産資源関連ビジネス等成長分野への構造転換を促進する「鳥取県経済成長戦略」を策定。平成25年4月には、サプライチェーンの再構築や高付加価値製品の開発、海外需要などの取り込みを目指す「主要製造業の再生戦略」、「ものづくり基盤産業再生戦略」等を追加し「鳥取県経済再生成長戦略」へと改定。平成30年4月には、自動車等成長分野の県内集積促進、経済のグローバル化、働き方改革の推進等が急速に進展する中、本県経済を成長軌道に乗せて内外の需要をしっかりと取り込み持続的成長を目指すため、「鳥取県経済成長創造戦略」へと改定した。令和3年4月には、コロナ危機を克服し、県経済・産業の“再生”と“持続的発展”を実現するため「鳥取県産業振興未来ビジョン」を策定し、取組を推進している。

図4 鳥取県産業振興未来ビジョン（概要）



○引き続き、鳥取県産業振興未来ビジョンを基本としながら、事業者、教育機関、行政その他の全ての関係者が、新型コロナウイルス感染症、原材料・エネルギー価格をはじめとした物価の高騰、不安定な国際情勢等の様々な危機を突破し、産業の未来を創造するため、共に力を合わせて取り組むことができるよう、研究開発、生産性向上、事業承継、経営革新及び成長への投資等の各段階において、県内事業者等の活動を支援しつつ、県内産業を再生させ、発展の軌道に乗せていく。

○特に、ものづくり分野においては、次世代自動車や電子デバイス、フードテック、医療用機械器具や創薬、バイオテクノロジー、先端的IoT等機器、航空機等の技術革新が進む分野や、GX※、宇宙関連産業等の「未来産業への挑戦」分野を重点分野とし、県内企業の当該分野への新たな進出や企業誘致を促進するとともに、先進性ある企業の成長を促し、グローバルサプライチェーンの中で重要な役割を担う企業や独自技術を活かしたニッチ分野における事業の拡大を推進する。

※Green Transformation(グリーントランスフォーメーション)の略。化石燃料をできるだけ使わず、クリ

ーなエネルギーを活用していくための変革やその実現に向けた活動のこと。

- また、県内の地域資源を活用した食料品製造業や、地域が直面する課題の解決に資する産業等における県内企業の事業拡大を推進するとともに、観光分野では、新型コロナウイルス感染症収束に伴い本格的に回復するインバウンド需要を見据えた、インバウンド観光の推進により域外需要の獲得を進めていく。
- さらに、リスクリング施策を活用したデジタル人材の育成等、地域の未来を担う人材の育成や確保等を通じて、県内企業の生産性向上や付加価値創出等を下支えさせていく。
- これらの取組（方向性）を推進するための「地域未来投資」の促進により、大手企業を中心とした従来型の産業集積の形成から、多様な業種がバランスよく集積し、業種の垣根を越えた小さな集積がゆるやかにネットワークを形成する分散連携型の新たな産業集積の形成を図る。
- また、その小さな集積の中心となる地域経済牽引事業者の競争力強化を通じた県内企業の収益性の向上を起点に、県民所得の拡大→人口減少への歯止め→域内市場の維持・拡大（域内経済規模の維持・拡大）といった地域経済の好循環の創出を図り、人口減少下においても持続性のある安定した経済成長の実現を目指す。

（２）経済的効果の目標

- １件当たりの平均３億円の付加価値額（経済波及効果を含む）を創出する地域経済牽引事業を４０件創出し、促進区域で１２０億円の付加価値を創出することを目指す。
- また、ＫＰＩとして、地域経済牽引事業実施による付加価値創出額、地域経済牽引事業の承認件数、平均付加価値額、売上増加額、雇用創出人数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	目標値	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業実施による付加価値創出額	７１億円	１２０億円	１９１億円	１６８％

※現状：令和５年３月３１日時点

【任意記載のＫＰＩ】

	現状	目標値	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業承認件数	４４件	４０件	８４件	９１％
地域経済牽引事業の経済波及効果を加えた平均付加価値創出額	—	３億円	３億円	—
地域経済牽引事業実施による事業実施企業売上増加額	２３７億円	３６０億円	５９７億円	１５２％
地域経済牽引事業実施による雇用創出人数	１７４人	４４０人	６１４人	２５３％

※現状：令和５年３月３１日時点

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって活かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性の活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、付加価値創出額が3,834万円（鳥取県の1事業所当たり平均付加価値創出額（経済センサスー活動調査（令和3年））を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること

- ①促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で6,300万円以上増加すること
- ②促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で1億9,000万円以上増加すること
- ③促進区域に所在する事業者の雇用増数が開始年度比で5人以上増加すること
- ④促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で2,700万円以上増加すること

※なお、上記要件の(2)、(3)(③を除く)については、地域経済牽引事業の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも短い場合は、その事業計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

(1) 重点促進区域 該当なし

(2) 区域設定の理由 該当なし

(3)（重点促進市町村による）工場立地特例対象区域の設定 該当なし

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ①素形材、電子・電気機械等の産業の集積を活用した次世代自動車、半導体、電子デバイス、フードテック、医療・福祉機器、IoT機器、航空機、宇宙産業等及びその関連分野の成長ものづくり
- ②日本海、大山、鳥取砂丘等をはじめとする豊かで多様な自然環境から作り出される水産資源、森林資源等を活用した成長ものづくり
- ③松葉がに、まぐろ、二十世紀梨、らっきょう、白ねぎ、鳥取和牛など食パラダイス鳥取県が誇る特産物を活用した農林水産・地域商社
- ④地域全体でのDX※推進を基盤にした、サービスの創出やDXの導入・実装に伴う情報通信業の集積を活用したデジタルビジネス

※Digital Transformation（デジタルトランスフォーメーション）の略。企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立

すること。

- ⑤鳥取砂丘、大山、山陰海岸ジオパーク、まんが・コンテンツ、星空、温泉・サウナをはじめとする豊かな観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり
- ⑥森林資源、豊富な水資源、風力をはじめとする豊かな自然環境やGX関連の技術を活用した環境・エネルギー
- ⑦染色体工学技術、海洋由来・きのこ由来の機能性素材の利活用技術をはじめとする地域固有の技術を活用したヘルスケア・教育サービス
- ⑧研修・研究拠点、リスクリング施策を活用した人材の育成等を基盤としたヘルスケア・教育サービス

(2) 選定の理由

- ①素形材、電子・電気機械等の産業の集積を活用した次世代自動車、半導体、電子デバイス、フードテック、医療・福祉機器、IoT機器、航空機、宇宙産業等及びその関連分野の成長ものづくり

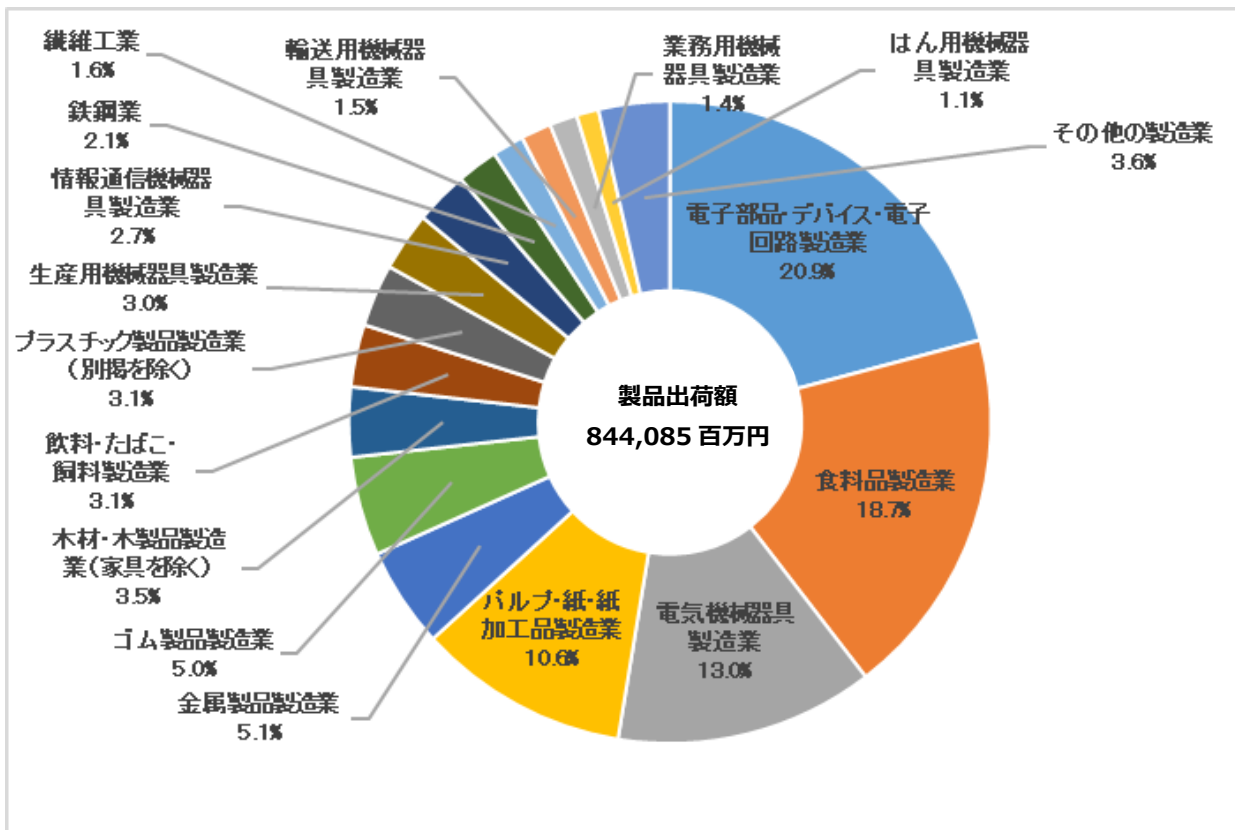
本県では、素形材関連産業（金属製品製造業、生産用機械器具製造業（金属製造等）等）、電子・電気機械等の関連産業（電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業）の集積が進んでおり、製品出荷額にして、素形材関連産業及び電子・電気機械等の関連産業は県内製造業の約45%（図表5）を占める等依然県内経済を牽引する主要産業となっている。

こうした中で県内企業の中には、コロナ禍においても、独自の精密加工技術やニッチな分野における優位性を活かし、次世代自動車産業へ参入し更なる成長を遂げる企業が出てきている。

また、半導体サプライチェーンの強靱化に向けて必要不可欠な、半導体製造装置に関連する事業の拡大や、新規参入等、県内企業の前向きな取組が動き出している。こうした企業の新規参入や事業拡大は、域内に新たな価値を創造し、周辺企業との取引拡大にも寄与している。

このため、次世代自動車、半導体・電子デバイス、フードテック、医療・福祉機器、IoT機器、航空機、宇宙産業等の分野や、ニッチ市場であっても次世代自動車等と同様の成長が見込まれる領域において、素形材や電子・電気機械等の関連産業で培ったものづくりのノウハウを活用した、先駆的な域内の中堅・中小企業等による投資（取組）は、地域の特性を生かした経済的波及効果の高い投資と考えられる。

図表5 鳥取県の製造事業所の製品出荷額の割合



出典：2022 年経済構造実態調査二次集計結果 一部加工

②日本海、大山、鳥取砂丘等をはじめとする豊かで多様な自然環境から作り出される水産資源、森林資源等を活用した成長ものづくり

本県では、千代川・天神川・日野川（いずれも 1 級河川）が形成する良質な沖積平野、急傾斜地を流れ出る河川の流砂と日本海の流れ、風波によって形成された砂丘地、豊富な水資源や森林資源を有する大山山麓や中国山地、日本海の流れ等によって形成された良質な漁場等豊かで多様な自然環境を活かし、多くの農林水産物の生産等が盛んに行われている。

本県の農林水産業は、県内産業に占める割合自体は少ないものの、地域産業連関表の移輸入入収支額を見ると、1 次産業が＋333 億円となっており、域外需要を獲得する、重要な産業となっている。

それに関連し、食品関連産業（食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業）は、製造業の付加価値額について約 28.2% を占め、県内経済を牽引する主要産業となっている。

また、繊維工業、木製品製造業等の関連産業も集積しており、各者が相互に連携し、農商工連携等による新商品開発、高付加価値化、生産の効率化を図る取組等が進んでいる。

近年では、誘致企業による鳥取県産食材を活用したお菓子等の商品化、森林認証（FSC、SGEC 等）の取得や CLT など高付加価値製品の開発、水産物の養殖事業を通じた高付加価値製品の開発、物流業による廃校を活用した植物工場の整備など地域経済の活性化に寄与している。

このため、先駆的な域内の中堅・中小企業等による、豊かな自然環境を活かした 6 次産業化及び農商工連携の推進、高付加価値製品の開発・生産、IT 等を活用した新サービス、効率的な生産を目指す植物工場整備等を目指した設備投資は、地域特性を活かした波及効果の高い投資となると考えられている。

○鳥取県の耕地面積 341km² うち（田）233km²、（畑）109km²、（樹園地）13km²（畑に含まれる）

○鳥取県の林野面積 2,584.32km²

（林野面積割合 73.69% は、全国で 13 番目、人口林率 54% は、全国で 14 番目に高い）

○鳥取県の年間降水量 2,188.0mm は、全国で 15 番目に高い

出典：鳥取県「令和４年度『１００の指標からみた鳥取県』」

○鳥取県の主な農業指標（図表６）

総農 家数（R2）	耕地 面積（R3）	農 業 産出額 （R2）							生産農 業所得 （R2）
			米	野菜	果実	花き	畜産	その他	
戸 23,106	ha 34,100	億円 764	億円 150	億円 214	億円 64	億円 30	億円 290	億円 12	億円 275
		(0.9%)	(0.9%)	(1.0%)	(0.7%)	(1.0%)	(0.9%)	(0.2%)	(0.8%)

出典 鳥取県農林水産業の概要（令和４年６月 鳥取県農林水産部）

※（ ）書きは全国シェア

○鳥取県の林産物等にかかる素材生産量（図表７）

針葉樹				広葉樹	合計
	スギ	ヒノキ	マツ		
千㎡ 231	千㎡ 187	千㎡ 35	千㎡ 9	千㎡ 23	千㎡ 254
(1.3%)	(1.6%)	(1.34%)	(0.2%)	(1.2%)	(1.3%)

出典 鳥取県農林水産業の概要（令和４年６月 鳥取県農林水産部）

※（ ）書きは全国シェア

○海面漁業生産額 １８５億円は、全国で１２番目に高い

出典：鳥取県 「令和４『１００の指標からみた鳥取県』」

○境港漁港の水揚げ量

境港 １０５千ｔ（４位）主な魚種 あじ、さば、いわし、べにずわいがに、くろまぐろ等

出典：境港の水産（令和４年版 鳥取県境港市）

○鳥取県の第１次産業就業率 ７．８％は、全国で１１番目に高い

出典：鳥取県「令和４『１００の指標からみた鳥取県』」

○鳥取県の農家世帯割合 ９．７１％は、全国で第３番目に高い

出典：鳥取県「令和４『１００の指標からみた鳥取県』」

○鳥取県の食料自給率 ６０％は、全国で１６番目に高い

出典：鳥取県「令和４『１００の指標からみた鳥取県』」

○鳥取県の食品関連産業等の集積

- ・県内製造業における食品関連産業（食品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業）の占める割合

事業所数 ２３．９％、従業員数 ２４．６％と製造業の中で上位を占めている

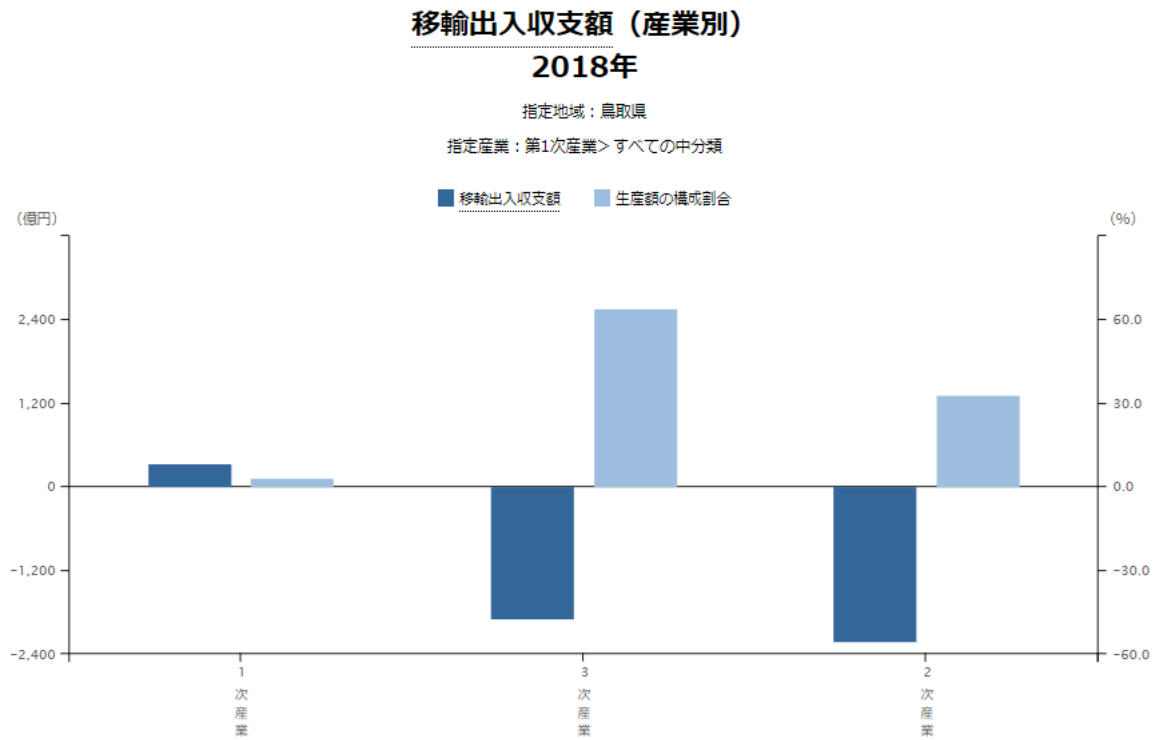
出典：２０２２年経済構造実態調査二次集計結果 一部加工

- ・県内卸・小売業における食品関連産業（飲食料品卸売業、飲食料品小売業）

事業所数 ２６．４％、従業員数 ３４．５％

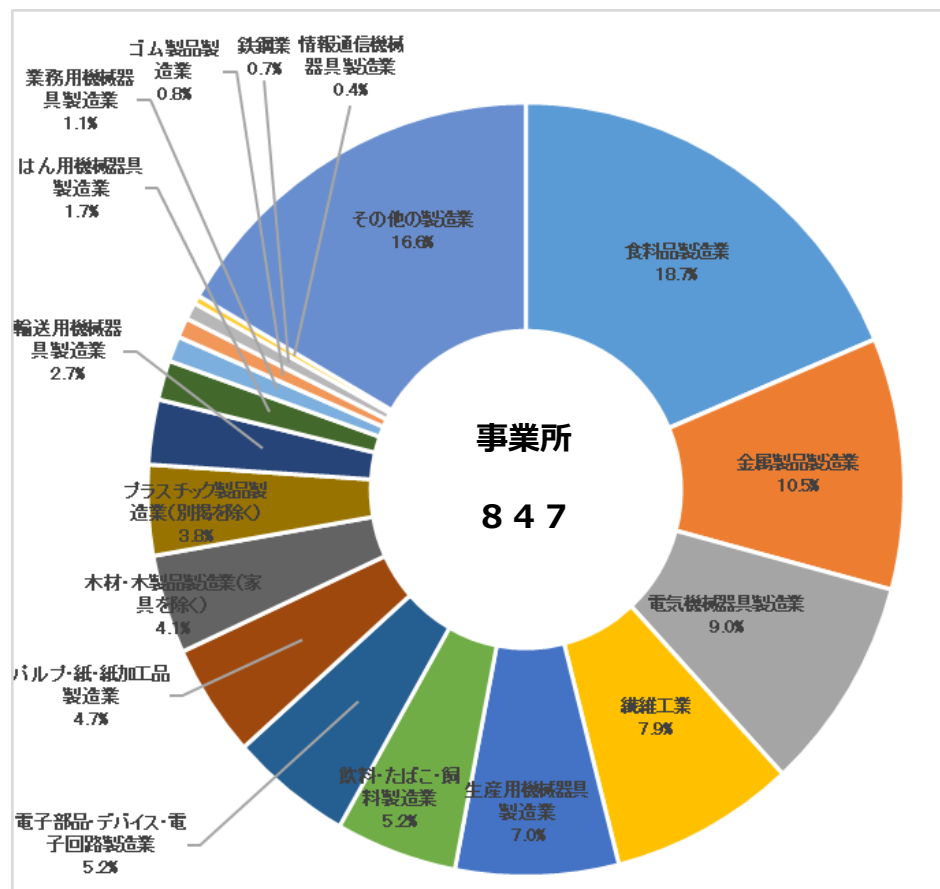
出典：経済産業省「平成２８年経済センサス」

図表 8 鳥取県の移輸出入収支額



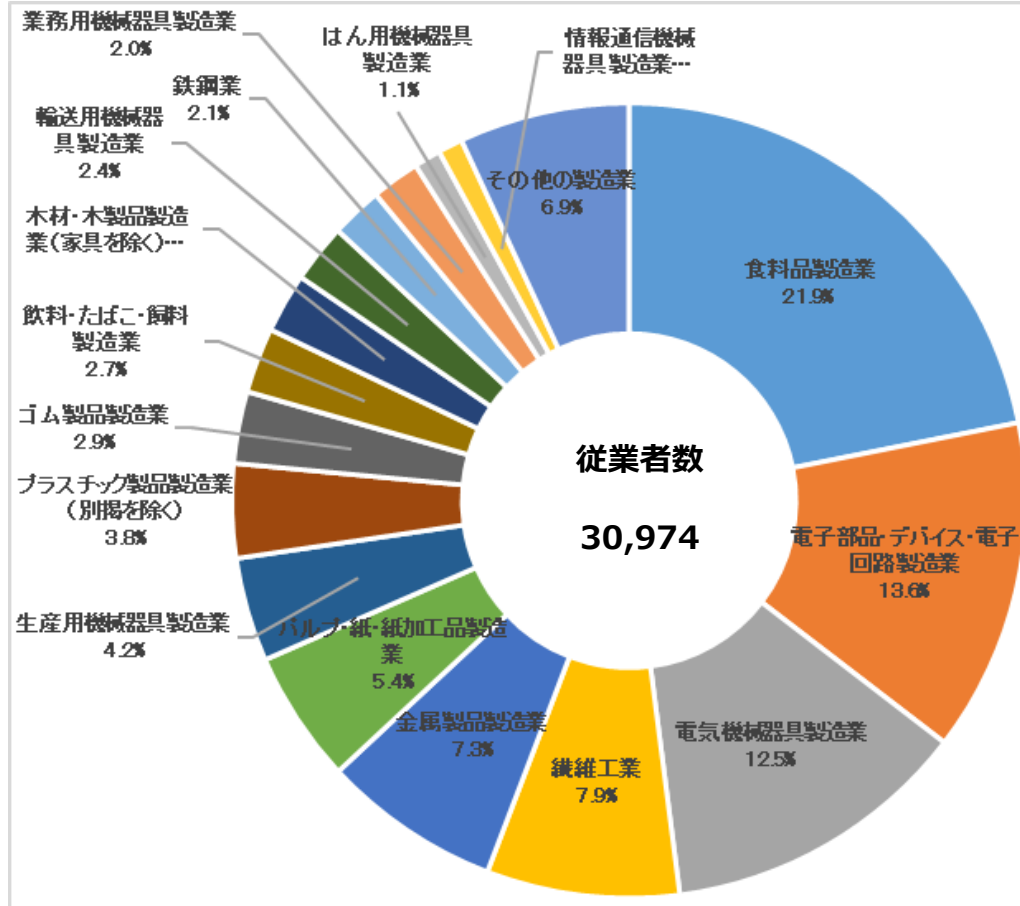
出典：RESAS 環境省「地域産業連関表」、「地域経済計算」（株式会社価値総合研究所（日本政策投資銀行グループ）受託作成）

図表 9 鳥取県の事業所数（製造業）



出典：2022 年経済構造実態調査二次集計結果 一部加工

図表 1 0 鳥取県の従業者数（製造業）



出典：2022 年経済構造実態調査二次集計結果 一部加工

③松葉がに、まぐろ、二十世紀梨、らっきょう、白ねぎ、鳥取和牛など食パラダイス鳥取県が誇る特産物を活用した農林水産・地域商社

本県では、「食」や「民工芸」等を中心に数多くの特産物を有するほか、地域の特色を活かした特産物育成も進んでいる。これらの特産物は、地域の特性を活かし古くから地域において育まれてきたもの（若しくはそれらの技術・ノウハウを活かしたもの）であるため、多くの生産者、中間業者等が地域に存在している（②記載のとおり）。

○鳥取県を代表する農林水産物

二十世紀梨（卸売数量） 全国第 1 位

出典：平成 3 0 年度 農林水産省「青果物卸売市場調査」

らっきょう 作付面積、収穫量、出荷量とも全国第 1 位

出典：農林水産省「令和 2 年地域特産野菜生産状況調査」

べにずわいがに 全国第 2 位、ずわいがに 全国第 1 位、はたはた 全国 1 位、かれい類 全国第 2 位、まいわし 全国第 4 位、くろまぐろ 全国第 4 位

出典：農林水産省「令和 4 年海面漁業・養殖業生産量」

○鳥取県の地域ブランド（地域団体商標登録案件、地理的表示（G I）保護制度）

「東伯牛」・「東伯和牛」（権利者 鳥取中央農業協同組合）

「因州和紙」（権利者 鳥取因州和紙協同組合）

「大山ブロッコリー」（権利者 鳥取西部農業協同組合）

「日南トマト」（権利者 鳥取西部農業協同組合）

「砂丘らっきょう」（登録生産団体 鳥取いなば農業協同組合）

「こうげ花御所柿」（登録生産団体 鳥取いなば農業協同組合）

「大栄西瓜」（登録生産団体 鳥取中央農業協同組合）

また、農林水産関連・食品関連における開発等に関する技術を保有する試験研究機関が県内に複数存在するほか、地方創生に係る政府機関等地方移転の一環として、国立研究開発法人農業・食品技術総合研究機構果樹茶研究部門の「鳥取ナシ育種研究サイト」が設置される等、食と技術の集積が進んでいる。

新たなブランド戦略「食パラダイス鳥取県」のもと、6次産業化及び農商工連携による新商品開発や高付加価値化に加え、農林水産業を基軸として観光業や飲食業等の様々な産業と連携して“食”の魅力を磨き上げる施策を展開中である。年間を通じて食のイベントや食の魅力を情報発信し、国内外の誘客を促進するとともに、積極的な販路開拓や輸出促進を行い、鳥取県の農林水産物を国内外へ強力にプロモーションする取組が進められている。

また、平飼い養鶏の卵のブランド化を通じた商品開発・店舗展開により、域内外からの集客に成功し、地域経済の活性化に取り組む事例も出てきている。

このため、先駆的な域内の中堅・中小企業や地域商社等による、特産物の戦略的なブランド化、販路開拓、IT等を活用した新サービス、高付加価値化に繋がる販売網の構築、物流網の整備、集客施設の整備等を目指した投資（取組）は、地域特性を活かした波及効果の高い投資となると考えられる。

④地域全体でのDX推進を基盤にした、サービスの創出やDXの導入・実装に伴う情報通信業の集積を活用したデジタルビジネス

本県における情報通信業の事業所数は、233事業所あり、全産業の1.0%を占めている（令和3年経済センサス活動調査 速報集計（鳥取県の概要）より）。割合は大きくはないが、平成28年と比較すると事業所数は3事業所増、従業者数も382人増（平成28年2,729人、令和3年3,111人）と、今後も成長が期待される分野である。

また、製造業では、IoT技術を活用し設備から取得したデータにより不良品発生メカニズムを分析し早期発見及び予防を行う設備・システムの整備、サービス業（観光業等）では、デジタル周遊パスポートによる周遊促進、AIを活用してビックデータを基に宿泊者数の予測を行う「とっとり宿泊予報プラットフォーム」の開発と導入、農林水産業では、IoT技術を活用し、農業における適切な生育環境を維持すると共に効率的な生産を支援するシステムの開発やギンザケ養殖の自動化・効率化、ヘルスケア分野では、自治体や地元病院等の有する情報を活用（分析）し、高齢者の介護予防、認定証予防を図る新サービスの開発等、それぞれの分野でデジタル変革に繋がる積極的な動きも見られており地域経済の活性化に寄与している。

県の取組においては、平成29年8月に、「とっとりIoT推進ラボ」が経済産業省に選定され、開発側のシーズと導入側のニーズをマッチング等させながら、製造業分野、農林水産分野、ヘルスケア分野、観光分野等において域内企業の状況に合わせた取組を推進した。令和3年度には、「とっとりIoT推進ラボ」を「とっとりDXラボ」に改組し、県内企業・県内産業のDX推進に向けた取組を進めており、令和4年度には経済産業省により「地域DX推進ラボ」にも選定されているところである。

このため、先駆的な域内の中堅・中小企業等による、地域内の関連業者と連携し、それぞれの分野におけるIoT、AI、ビックデータ、ロボット（自動化）等を活用したマーケティング、新製品開発、生産方式の導入、新たなサービスの開発等を目指す取組は、地域特性を活かした波及効果の高い投資となると考えられる。

なお、本県では、卸売業・小売業、製造業、医療・福祉が県内産業の約6割を占めることから分かります。重要な産業となっている（図表2記載）。特に、卸売業・小売業、医療・福祉、建設業、農林水産業、宿泊・飲食サービス業は構成比にしていずれも全国平均以上を占めており、一定程度の集積が進んでいる産業となっている。一方で、これらの産業の多くは労働生産性が全国平均を下回る状況となっていることが人口減少等に伴う労働力不足と相まって大きな課題となっている。

このため、先駆的な県内企業のDX推進及びそれを支える関連産業の新サービスの開発・提

供等は、当該企業の事業拡大等に伴う波及効果に加え、生まれた成果とそのプロセスを共有により県内に多く存在する周辺企業へ横展開することが可能であり、地域経済の成長や地域経済の底上げにも資する投資となると考えられる。

⑤鳥取砂丘、大山、山陰海岸ジオパーク、まんが・コンテンツ、星空、温泉・サウナをはじめとする豊かな観光資源を活用した観光・スポーツ・文化・まちづくり

本県では、「鳥取砂丘」をはじめとする観光資源が数多く存在するとともに、大自然の中で、1年を通して幅広くレジャーを楽しめる環境が整っている。また、「まんが・コンテンツ」、「食」、「見学型工場」、「星取県」「サウナ」等新たな観光素材を活かした取組も進んでいる。

さらに、国際定期便の運航や国際チャーター便、クルーズ船等インバウンド観光の推進について地域一丸となって取り組んでいる。本県の外国人延べ宿泊者数は、平成30年の194,730人をピークに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う入国規制等の影響により、令和4年は12,390人まで落ち込んでいるが（出典：鳥取県 令和4年観光客入込動態調査結果）、本県と島根県東部を含むエリアが観光庁の「地方における高付加価値なインバウンド観光地づくり」のモデル観光地に認定されるなど、インバウンド需要の回復を見据えた誘客に向け様々な取組を推進しているところである。

このため、先駆的な域内の中堅・中小企業等による、地域の観光資源を活かした更なる観光誘客を目指した（特にインバウンドの来訪の促進に資する取組など）アクティビティ等の着地型メニューの造成、滞在を促進する周遊観光ルートづくり、民泊を含めた宿泊施設や観光施設（見学施設等）の整備、旅客運送網の整備、外国人観光客、障がい者・高齢者、教育旅行等の受け入れ体制の整備、IT等を活用した新サービス等を目指した投資（取組）は、地域特性を活かした波及効果の高い投資となると考えられる。

○主要観光施設入込客数（図表11）

鳥取砂丘	山陰ジオパーク 海と大地の 自然館	鳥取二十世紀梨 記念館	白壁土蔵群・赤 瓦	水木しげる ロード	とっとり花回廊
929,020 人 (154.8%)	19,665 人 (115.0%)	93,246 人 (141.1%)	419,255 人 (111.3%)	1,014,75 人 (137.7%)	263,144 人 (113.9%)

出典 鳥取県「観光入込動態調査」（令和4年） ※（ ）書きは対前年比

⑥森林資源、豊富な水資源、風力をはじめとする豊かな自然環境やGX関連の技術を活用した環境・エネルギー

本県では、森林資源、豊富な水資源、風力、太陽光等の豊かな自然環境を活かし、バイオマス発電、水力発電、風力発電、太陽光発電等の再生可能エネルギーの電源開発が進んでいる。

また、地域に密着した自治体新電力会社の設立も相次ぎ、これらの再生可能エネルギーによる電力地産地消の取組も進んでいる。

さらに、脱炭素社会の実現に向けた電気自動車や水素、アンモニアといった代替燃料を活用した取組、木材から航空機の代替燃料を生産するための取組が行われようとしているほか、発電に伴う熱を有効利用し、自社工場や、ホテル、病院等大量に熱を消費する施設に供給する熱供給事業や太陽光発電の普及に伴い大量廃棄が懸念される太陽光発電設備のリサイクル技術の確立などの取組が進み始めている。

このため、先駆的な域内の中堅・中小企業等による、地域の特性を活かした再生可能エネルギーの電源整備、電気自動車・燃料電池自動車の関連施設の整備、代替燃料の生産に関する関連施設等の整備、電力・熱等のエネルギー供給施設の整備及びそれに付随するシステム開発、太陽光発電設備のリサイクルシステム開発や関連施設の整備、木質チップ等原料生産施設の整備等を目指した投資（取組）は、地域特性を活かした波及効果の高い投資を促すものと考えられる。

○再生可能エネルギーによる電力自給率

鳥取県 39.4% (全国 20.3%) 令和3年度実績

出典：鳥取県脱炭素社会課調べ、資源エネルギー庁「2021年度エネルギー需給実績(確報)」

○鳥取県の小売電気事業者数 9社(資源エネルギー庁HPより)

⑦染色体工学技術、海洋由来・きのこ由来の機能性素材の利活用技術をはじめとする地域固有の技術を活用したヘルスケア・教育サービス

本県では、平成2年に国立大学法人鳥取大学医学部に生命科学科が新設。以降、全国に先駆けて機能再生医科学専攻を開設、平成19年にはヒト人工染色体が開発される等世界トップレベルの染色体工学技術を有している。平成21年には、同支援事業の研究を継続発展させるための拠点として、「染色体工学研究センター」が設置され現在でも研究開発の中心的な役割を果たしている。

平成23年には、染色体工学技術を核に産学官が連携してバイオ産業を創出する研究拠点「とっとりバイオフロンティア」を文部科学省「地域産学官共同研究拠点事業」を活用し、国立大学法人鳥取大学米子キャンパス内に整備。バイオベンチャー企業が入居し、染色体工学技術を用いた創薬支援ツール開発や受託研究が進んでおり、平成28年には文部科学省「地域科学技術実証拠点整備事業」を活用し「とっとり創薬実証センター」を整備した。

近年では、ラットにヒト抗体産生ラットの開発を用いた難病治療に効果がある抗体医薬の開発研究が進められており、染色体工学技術の更なる応用展開が進みつつある。

また、本県では、日本有数の漁獲量を誇る境港のある県西部地域を中心に水産加工関連産業が集積しており、これらの企業の中では、自社商品等の高付加価値化を図るため、水産資源の持つ機能性に着目し、キッチン、キトサン、フィッシュコラーゲン、フコイダン等の加工・利用技術に関する研究開発が以前から行われている。すでに多くの企業のヘルスケア商品に活用されており、地域固有の技術の開発及びその活用が進んでいる。

平成28年には、国立大学法人鳥取大学の特許技術により、廃棄されるカニ殻から抽出する新素材「キッチンナノファイバー」の製造・販売と新たな用途開発を行う大学発ベンチャー企業も設立された。同社では、大手企業との研究開発も進められており、食品・化粧品・医薬品等の様々な分野での活用が期待されている。

県東部地域には、昭和34年に設立されて以来、きのこに関わる多くの研究を実施してきた一般財団法人日本きのこセンター菌茸研究所がある。同研究所では、きのこ類の遺伝資源収集・分類・保存、きのこ類有用成分の探索と解析をはじめとする基礎研究のほか、きのこの創薬等への活用、薬用きのこの栽培実用化に関する研究が進められている。

このため、地域経済牽引企業及びその候補となり得る食品関連企業やバイオベンチャー企業等による染色体工学技術、海洋由来・きのこ由来の機能性素材の加工・利用技術の更なる研究及びこれらの技術を核とした抗体医薬の開発、ペット医薬品の開発、創薬支援ツールの開発、機能性食品の開発及びその新たな提供方法等を含むヘルスケアサービスの開発等を目指す投資(取組)は、地域特性を活かした波及効果の高い投資となると考えられる。

⑧研修・研究拠点、リスキリング施策を活用した人材の育成を基盤としたヘルスケア・教育サービス

本県では、新たな成長産業の創出による産業構造の転換を図るため、成長産業を担う人材供給に向けた拠点形成の取組に注力しており、特に成長が見込まれ地域産業への波及効果も高い自動車・航空機・医療機器の成長3分野を重点分野として位置付け、厚生労働省の産業人材育成に向けた委託事業及び補助事業を活用し、県内の企業の製造現場の活用や技術支援・訓練機関等との連携により、高度技能・技術人材の育成を進めてきた。

平成30年には、地方創生に係る政府機関等地方移転の一環として、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校の一部機能が移転し、航空機・医療機器・自

動車分野の職業訓練に係る教材開発が行われており、成長産業を担う人材供給に向けた拠点形成を推進している。

また、デジタル化などの社会環境の変化を受けて、企業においても事業・経営に係る戦略の転換やデジタルを活用した業務転換等（DX）が求められている中、従業員がスキルや知識を再習得し、新たに必要となる業務・職種に順応できるよう、リスキリング（職業能力の再開発・再教育）を推進するための環境づくりを進めている。

このため、域内の中堅・中小企業等による成長産業の人材育成を担う研修拠点の整備、デジタル人材育成拠点の整備等、リスキリングの推進を目指した投資（取組）は、地域課題を捉えた波及効果の高い投資となると考えられる。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（１）総論

地域の特性を活かしたそれぞれの活用戦略を促進していくため、事業者間で相互に刺激し合いながらも地域特性やノウハウを共有し、連続的に地域の強みを活かした地域経済牽引事業を創出することを目指し、地域経済牽引企業とその候補の把握に努めるとともに、それらの事業者が求める事業環境の整備を行う。

また、鳥取県という顔の見える距離感に事業者、支援機関、人材育成機関、行政機関等がいることを強みとし、本地域にしか出来ないきめ細やかな支援措置や支援体制を関係機関と協力して構築する。

（２）制度の整備に関する事項

① 不動産取得税、固定資産税の免除又は不均一課税制度

地域経済牽引事業の実施により、活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課した上で、地域経済牽引計画に基づき取得等した土地、建物等に対する不動産取得税又は固定資産税の免除又は不均一課税を行う。

② 地方創生関連施策

- ・地域経済牽引事業に対する支援制度の創設（県・市町村）

令和6年～10年度のデジタル田園都市国家構想交付金を活用し、地域の特性及びその活用戦略に基づく地域経済牽引事業の掘り起こしや施策検討等を行うとともに、地域経済牽引事業に対する支援制度を創設し、地域経済牽引企業の具体的な設備投資や事業拡大（海外販路拡大等）に向けた取組を支援する。

（３）情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 非識別加工情報提供制度の創設

鳥取県では、平成29年3月「鳥取県個人情報保護条例」を一部改正し、県が保有する個人情報を特定の個人が識別出来ないように加工した、非識別加工情報を、民間事業者に提供出来る制度を創設。個人情報の適正かつ効果的な活用により、新たな産業の創出を図る。

（４）事業者からの事業環境整備の提案への対応

鳥取県商工労働部立地戦略課内に、地域経済牽引事業実施を円滑に行えるよう事業環境整備の提案受付窓口を設置する。

また、窓口にて提案のあった事業環境整備については、遅滞なく県及び市町村担当部署に検討依頼できる体制を構築するとともに、提案内容に応じて適宜支援機関等と共有・調整することとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

(産業用共用施設の整備等に関する事項)

① 工業団地及びオーダーメイド型貸工場等の整備 (県・市町村)

市町村が行う既存工業団地の再整備や新たな工業団地の整備や企業ニーズに応じたオーダーメイド型の貸工場整備、インキュベーション施設の整備に対し、その経費の一部及び整備費の借入れする場合に生じる利息を補助することにより、企業進出等の促進を図る。

② 共用機器の整備 (県・支援機関)

地域経済牽引事業の実施に向けて、県内関連企業に対する戦略的かつ効率的な支援を行うために必要となる機器を、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター等の支援機関に計画的に整備し、企業ニーズに応じた技術支援を行う。

(技術支援・経営支援等に関する事項)

③ 支援機関による技術支援・経営支援 (支援機関)

ものづくり分野では、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが、農林水産業分野においては、鳥取県農業試験場、鳥取県林業試験場、鳥取県畜産試験場、鳥取県園芸試験場、鳥取県中小家畜試験場、鳥取県水産試験場、鳥取県栽培漁業センター、独立行政法人家畜改良センターが、環境分野においては鳥取県衛生環境研究所が、それぞれ研究成果や職員の専門的知識を活用した技術支援等の機能を継続的に発揮し、新商品開発を行う県内企業等の技術的課題等を解決することを支援する。

また、公益財団法人鳥取県産業振興機構においては、起業家や中小企業者の新事業創出や新規市場開拓をサポートし、事業化に向けた支援を行う。また、中小企業等が抱える課題に対して、専門家を派遣し、診断助言のための支援を行う。さらに、競争力のある専門的な知識・技能・技術を持つ人材の育成はもとより、県内企業間の連携による新技術の研究開発への取組や新事業への展開をコーディネートする。

④ とっとりDXラボの推進 (県・支援機関・大学・民間企業等)

県内の産学金官が一体となった連携体制を整備。外部専門家等により構成されるコアミーティング、テーマに合わせたワーキンググループを通じて、県内におけるIoT開発・導入を支援することで、県内各分野における生産性向上及び課題解決を推進する。

(人材育成等に関する事項)

⑤ とっとり高度技能開発拠点形成の推進 (県)

平成28年3月の「政府関係機関移転基本方針」で採択を受けた独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構職業能力開発総合大学校の調査研究機能の一部移転を契機に、県内企業と連携した高度技能・技術の訓練・開発拠点を形成し、人づくりを基軸にした県産業の成長分野へのチャレンジを促進する。

また、自動車、航空機、医療機器といった成長分野の製造業及びICT・IoT分野に必要な企画・開発・設計・管理等の能力を備えた技術人材を育成することで、企業の新たな事業展開の実現を支援し、雇用創出を促進する。

⑥ 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクトによるデジタル専門人材・企業内DX推進人材育成の促進 (県)

都市圏に偏在する技術者等のデジタル専門人材や企業内のDX推進リーダーを育成することで、企業のDXや新たな事業展開の実現を支援し、雇用創出を促進する。

⑦ 鳥取県未来人材育成奨学金による企業の人材確保の促進 (県)

県及び県内産業界が「鳥取県未来人材育成基金」を設置し、県内に就職する大学生等が借り入れた奨学金の償還額の一部を助成。人材不足傾向にある製造業、IT企業、薬剤師、建設業、旅館ホテル業等の職域について、県外に進学した学生はもとより県内大学生等の県内就職を促進する。

⑧ 鳥取県立ハローワークによる支援 (県)

地方版ハローワークの創設(職業紹介に係る権限移譲)を受け、鳥取県立ハローワークを全県

展開。県の「産業施策」「雇用施策」「移住施策」と一体となった求職者と企業の一貫支援による効果的なマッチングを行い、企業の人材確保支援等を推進する。

(物流網の整備等に関する事項)

⑨ 物流の効率化及び環境整備の推進（県）

米子・境港間の高規格道路、山陰道（はわい～大栄東伯間の整備）、山陰近畿自動車道（鳥取～覚寺間）、鳥取自動車道（志戸坂峠防災）等の道路網の整備や北東アジアの玄関口としての機能を果たす境港の整備等に合わせ、既存の物流手段の利用促進と新たな物流ルートの展開、物流基盤の強化、海外進出を支える人的サポートを実施する。

(個別の取組等に関する事項)

⑩ 地域未来投資促進基本計画推進事業（県・市町村他）

誘致企業や地域経済牽引企業を中心としたバリューチェーンの構築を通じた地域経済への波及効果の高い取組（新分野展開や高度な分業体制の構築等）を推進するため、必要となる施策の検討等を実施する。

⑪ 企業立地等に対する補助制度の充実による企業の設備投資の促進（県・市町村）

製造業等の設備投資に対し、県及び市町村の補助制度により、企業の設備投資を促進する。特に、地域経済への波及効果が高く、先進性が認められるような企業立地については、高い補助率により企業の設備投資を促進する。

⑫ 県内中小企業の生産性向上及び新分野展開の促進（県・支援機関）

県内中小企業の新たなチャレンジを応援していくため、⑪の支援制度の中で成長段階に応じた支援メニュー（新たな企業価値創造型、生産性向上・新技術導入推進型・経営革新型）を用意し、設備投資、販路開拓、人材育成を総合的に補助し、県内中小企業の新分野展開などの新たな取組と生産性向上を支援するとともに、事業承継の取組に対しても支援を行う。

⑬ 鳥取県農業生産1千億円達成プランの推進（県）

本県の農業の目指すべき姿と目標の実現に向けて重点的に取り組むべき施策を策定し、「国内外への販路開拓」「担い手・後継者の確保」「生産拡大」の重点分野において、地域の農業を元気にし、活力を維持する具体的な取組の推進を図る。

⑭ 「食パラダイス鳥取県」の推進（県）

令和5年度には、新たなブランド戦略「食パラダイス鳥取県」のもと、魅力あふれる“食”を、様々な産業や地域と一緒に磨き上げ、年間を通じて食のイベントを情報発信、県内観光と連携し、ステージアップした食の魅力で国内外の誘客促進、鳥取県の農林水産物を国内外へ協力プロモーション、持続可能な地域環境の実現に向けた農林水産物の生産と消費促進、県民が誇る歴史・文化に根付いた地域の食の魅力発信による地域活性化、高い食品加工技術を駆使した食の開発と提供、鳥取県の食の魅力を全世界から宇宙へ発信等の施策を展開し、販路拡大、誘客促進及び食文化育成の推進を図るとともに、フードテックを活用した従来にはない新しい加工方法や食品原材料等を開発する。

⑮ 木づかいの国ととりの推進（県）

森林認証（FSC、SGEC等）の取得やCLTなど県産材を活用した高付加価値製品の開発、生産、普及、販路拡大、ICTを活用したサプライチェーンの構築による木材の安定供給等の取組を進めることにより、県産材の需要拡大を推進し、「木づかいの国ととり」の推進を図る。

⑯ きのこ王国ととりの推進（県）

薬用きのこ（生薬、創薬、食用）の栽培実用化や機能性の構造解析や評価等によるきのこを活用した新産業の創出及び原木しいたけのブランド化の推進していくための生産体制の整備、販売戦略を実施することにより、「きのこ王国ととり」の推進を図る。

⑰ 多様な観光資源を活かした戦略的観光立県の推進（県）

本県を代表する観光資源に加え、地域に眠る宝を磨き上げ、自然体験などの着地型メニュー造成や滞在を促進する周遊観光ルートづくりに取り組むとともに、鳥取の認知度を高めるイメージ発信と効果の高いキャンペーンを展開等し、戦略的観光立県の推進を図る。

⑱ 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく観光アクセス道路等の整備（県）

本県の代表的な観光資源である山陰海岸ジオパークや中国山地の豊かな自然と文化観光施設・温泉地等の観光拠点へのアクセス性を高め、魅力度を向上し観光誘客を促進するため、鳥取県と兵庫県・岡山県を結ぶ基幹道路周辺エリアにおいて、観光拠点へのアクセス道路等を整備し、広域観光の推進を図る。

⑲ 自律分散型エネルギー社会の推進（県）

エネルギーの地産地消、地球温暖化防止対策を推進するため、県内で再生可能エネルギーによる発電事業等を行おうとする事業者の取組（事業可能性調査、設備導入）を支援する。

（６）実施スケジュール

取組事項	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 1 0 年度
【制度の整備】					
① 不動産取得税、固定資産税の免除又は不均一課税の実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
【地方創生関連施策】					
① 地域経済牽引事業に対する支援制度	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】					
① 非識別加工情報提供制度の創設	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】					
① 対応窓口の設置	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
【その他】					
① 工業団地及びオーダーメイド型貸工場等の整備	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
② 共用機器の整備	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
③ 支援機関による技術支援・経営支援	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
④ とっとりDXラボの推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑤ とっとり高度技能開発拠点形成の推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑥ 鳥取県地域活性化雇用創造プロジェクトによるデジタル専門人材・企業内DX推進人材育成の促進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑦ 鳥取県未来人材育成奨学金による企業の人材確保	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施

の促進					
⑧ 鳥取県立ハローワークによる支援	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑨ 物流の効率化及び環境整備の推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑩ 地域未来投資促進基本計画推進事業	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑪ 企業立地等に対する補助制度の充実による企業の設備投資の促進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑫ 県内中小企業の生産性向上及び新分野展開の促進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑬ 鳥取県農業生産 1 千億円達成プランの推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑭ 「食のみやこ鳥取県」の推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑮ 木づかいの国とつとりの推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑯ きのこ王国とつとりの推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑰ 多様な観光資源を活かした戦略的観光立県の推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑱ 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく観光アクセス道路等の整備	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施
⑲ エネルギーシフトの推進	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施	適時 実施

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、産業支援機関、人材育成機関、金融機関等地域に存在する支援機関がそれぞれに能力を十分に発揮し効果を最大限発揮する必要がある。

また、近年は、業種や業界の垣根を越えた新たな地域経済牽引事業のモデルとなる取組が生まれており、これらの取組を支援出来るよう、例えば、観光分野や農業分野の関係機関との連携等、事業者のニーズに応じた有機的な支援体制の構築を目指す。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

○産業支援機関

県内唯一の工業系試験研究機関である地方独立行政法人鳥取県産業技術センターは、電子・有機素材研究所（鳥取市）、機械素材研究所（米子市）及び食品開発研究所（境港市）を有しており、それぞれの分野における高付加価値化に向けた技術支援、研究成果の移転や人材育成等を実施している。

また、農林水産業分野においては、鳥取県農業試験場、鳥取県林業試験場、鳥取県畜産試験場、鳥取県園芸試験場、鳥取県中小家畜試験場、鳥取県水産試験場、鳥取県栽培漁業センター、独立行政法人家畜改良センターが、環境分野においては、鳥取県衛生環境研究所が、同じくそ

れぞれの分野における高付加価値化に向けた技術支援、生産・栽培技術の指導、研究成果の移転や人材育成等を実施している。

公益財団法人鳥取県産業振興機構は、県東部地域及び西部地域に位置しており、企業の経営支援を目的として、経営基盤の強化、マッチング、販路開拓支援等を実施している。

○人材育成機関

県東部地域に国立大学法人鳥取大学及び公立大学法人鳥取環境大学が、県中部地域には鳥取看護大学及び鳥取短期大学、県西部地域には国立大学法人鳥取大学医学部、独立行政法人国立高等専門学校機構国立米子工業高等専門学校がそれぞれ立地し、地域経済牽引事業等に不可欠な人材の育成を実施している。

また、地方独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構鳥取職業能力開発促進センター（鳥取市・米子市）では、県内企業と連携し、多能工養成研修を実施。鳥取県立産業人材育成センター（倉吉市・米子市）では、生産工程改善等の研修を実施し、管理技術を備えた多能工マルチ人材を育成する基盤が構築されつつあり、それぞれ域内の人材育成を実施している。

加えて、政府関係機関移転基本方針（平成28年3月22日まち・ひと・しごと創生本部決定）を受け、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発総合大学校の調査研究機能の一部が移転した。同校が本県にて実施を検討する自動車・航空機・医療機器分野の職業訓練に係る教材開発等と本県の人材育成機関等の取組が相互に連携し、相乗効果を発揮することにより、新たな人材育成拠点を形成することが期待されている。

また、民間企業においても、研修施設の整備が進んでおり、公的人材育成拠点と連携した、人材育成が期待されている。

○観光関連機関

山陰インバウンド機構は、観光庁が推進している日本版DMOに広域連携DMOとして登録されており、地域への誇りと愛着を醸成するとともに地域の「稼ぐ力」を引き出す「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協同しながら、観光事業を実施する団体である。特に事業の柱の一つとして、機構が収集しているマーケットデータや職員派遣などで協力を頂いている地方銀行のノウハウ等を活用し、インバウンドを中心とした観光事業創出に向けた支援を行っている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

（１）環境の保全

地域経済の持続的な発展のため、産業活動と人間活動が共生する持続可能な社会環境を実現し、産業発展と環境保全の両立のため、企業の法令遵守はもとより、次の事項に留意しながら地域経済牽引事業を進める。

①自然環境への配慮

- ・促進進区域に自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区が生じた場合、除外する。
- ・重点促進区域を設定する場合、重点促進区域から、自然公園法に規定する国立、国定公園及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区から除外する。
- ・上記重点促進区域から除外する区域、自然公園法に規定する県立自然公園及びその他環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、環境省選定の生物多様性の観点から重要度の高い湿地の区域、自然推進再生法に基づく自然再生地域実施地域及びラムサール条約登録湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等）等環境保全上重要な地域において地域経済牽引事業を行うに当たって、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所又は県自

然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて、事前調整し、それらの保全を図られるよう十分配慮して行う。

②住環境への配慮

- ・市町村が独自で工場立地法の緑地面積の緩和を行うための準則を設定する場合の周辺住環境への配慮
- ・緑地基準の設定の際の地域住民の理解

③都市計画等との調和の確保

- ・都市計画、道路整備計画、港湾計画、農業振興地域整備計画等との調和
- ・都市機能の無秩序な拡散や農林漁業の健全な発展と不均衡をまねかないため、関係部局と十分な連携、調整の実施

④事業活動に伴う環境負荷の抑制

- ・地域経済牽引事業の推進による廃棄物の増大や大気・水・土壌に対する環境負荷の増大を抑えるため、廃棄物の分別・リサイクルの推進について関係部局との連携

⑤地域住民との調整

- ・大気・水・土壌に対する汚染や騒音・振動及び悪臭等の防止について、関係部局との連携
- ・地域住民の不安が生じないように事前の立地計画の十分な説明
- ・工場等の見学会の実施、地域住民との調整について企業と行政が一体となった取組

(2) 安全な住民生活の保全

地域経済牽引事業の促進によって、犯罪及び事故を増加させ、又は地域の安全と平穏を害することのないよう配慮し、次の事項について警察当局や道路管理者等との連携を進める。

①防犯設備の整備

- ・事業場付近での犯罪対策のため、防犯カメラや照明、防犯設備の設置等、暗闇を極力作らないための配慮

②防犯に配慮した施設の整備・管理

- ・事業場の植栽の適切な配置及び剪定による見通しの確保
- ・空地等が少年の居場所等とならないよう夜間柵等の設置

③交通安全施設等の整備

- ・地域経済牽引事業の実施場所の周辺道路について、歩道やガードレールの設置による歩道と車道の分離

④従業員に対する法令教育

- ・従業員に対する飲酒運転等の法令順守の徹底
- ・外国人の従業員に対して日本の法制度の指導

⑤不法就労の防止

- ・外国人労働者の旅券等による就労資格の確認

⑥警察との連携

- ・事件が発生した場合の捜査への協力
- ・犯罪や事故の発生時における警察への連絡体制の整備

⑦地域住民との協力

- ・防犯活動や交通安全について、地域住民と調整した上での実施
- ・防犯ボランティア活動や交通安全活動への積極的な参加と協力

(3) その他

承認事業計画の進捗状況の把握を行い、その結果を踏まえて、必要に応じて事業の見直しや基本計画の変更を行う。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

- | |
|--|
| (1) 総論
該当なし |
| (2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項
該当なし |
| (3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項
該当なし |

10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から令和10年度末日までとする。

前基本計画の鳥取県地域未来投資促進計画（令和5年度末終了）に基づき法第11条第3項の規定による同意（法第12条第1項の規定による変更の同意を含む。）を受けた土地利用調整計画に関する変更の同意及び法第13条第4項の規定による承認（法第14条第3項の規定による変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に関する変更の承認及び承認の取消しについて、当該同意基本計画の失効後も、なお従前の例による。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。